

賃貸借契約書（自動販売機）

貸付人 四国中央市長 大西賢治（以下「貸付人」という。）と借受人（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約（自動販売機）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	区分	貸付面積
	設置場所		
四国中央市消防防災センター	四国中央市中曾根町 500 番地		
	1 階車庫	建物	1.0 m ²

（用途の指定）

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たり、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とする。

（契約更新）

第6条 本契約は、前条に規定する貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第7条 貸付料は、次のとおりとする。

金〇〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税〇〇,〇〇〇円）

（貸付料の支払方法）

第8条 借受人は、前条の貸付料を次に掲げるとおり貸付人の発行する納入通知書により、その指定する場所において納入しなければならない。

対象期間	支払期限	支払金額
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月30日	〇〇,〇〇〇円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和9年4月30日	〇〇,〇〇〇円
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和10年4月28日	〇〇,〇〇〇円
令和11年4月1日～令和12年3月31日	令和11年4月27日	〇〇,〇〇〇円
令和12年4月1日～令和13年3月31日	令和12年4月30日	〇〇,〇〇〇円

（電気料金）

第9条 電気料金は、月額〇,〇〇〇円とする。

(電気料金の支払方法)

第10条 貸付人は、電気料金について毎年度4月から9月分までを9月に、10月分から3月分までを3月に速やかに借受人に対し、納入通知書を送付しなければならない。

2 借受人は、貸付人の発行する納入通知書によりその指定する場所において納入しなければならない。

(遅延損害金)

第11条 借受人が第8条及び第10条に規定する期日までに貸付料及び電気料金を納入しない場合は、遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合は、この限りでない。

2 遅延損害金の額は、貸付料の未納額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算して得た額に相当する額とする。

(貸付料の改定)

第12条 貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第7条の貸付料の額が不適当となったときは、第5条に規定する貸付期間の途中であっても貸付料を改定することができる。

(契約不適合責任)

第13条 借受人は、本契約締結後、貸付物件について本契約の内容に適合しないものであることを発見しても、既往の貸付料の減免をし、又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限等)

第14条 借受人は、貸付物件を第3条に規定する目的以外に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件の現状を変更しようとする場合は、事前に詳細な理由及び具体的な計画を付した書面をもって貸付人の承認を受けなければならない。

(転貸、譲渡等の禁止)

第15条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第16条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第17条 借受人は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更した場合は、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第18条 借受人は、貸付物件が滅失し、又は損傷した場合は、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

2 借受人は、前項の規定による滅失又は損傷がその責めの帰する理由によるものであるときは、自己の責任において原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第19条 貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めた場合は、貸付物件について隨時に実地調査をし、又は借受人に参考となるべき資料の報告を求め、若しくは貸付物

件の維持保全に関し指示することができる。この場合において、借受人はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第20条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を催告をしないで、解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 借受人が故意又は過失によって貸付物件を損傷し、又は荒廃させたとき。
- (3) 借受人が指定期日を経過しても指定用途に供せず、又は指定用途に供した後、指定期間に内にその用途を廃止したとき。
- (4) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (5) その他借受人が本契約に定める義務を履行しないとき。

(暴力団排除措置による契約解除)

第21条 貸付人は、借受人が次の各号に該当する場合は、催告をしないで、契約を解除することができる。この場合において、解除により借受人に損害があつても、貸付人はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（借受人が個人である場合はその者、借受人が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団（四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（四国中央市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる場合
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているものと認められる場合
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(貸付物件の返還)

第22条 貸付期間が満了した場合又は貸付人が第20条又は第21条の規定によりこの契約を解除した場合は、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

(貸付料の返還)

第23条 借受人は、第20条（第1号を除く。）又は第21条の規定により、本契約が解除された場合において、第7条の規定により支払った貸付料の返還を求めることはできない。

2 貸付人は、第20条第1号の規定により、本契約が解除された場合は、既納の貸付料のうち借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還するものとする。

3 貸付人は、第12条の規定により、貸付料の減額の改定を行った場合は、既納の貸付料を日割計算により返還するものとする。

(損害賠償)

第24条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 借受人は、貸付期間が満了した場合又は第20条若しくは第21条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があつても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第26条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 本契約に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

本契約を証するため、本書を2通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

貸付人 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市長 大西 賢治

借受人

仕様書

四国中央市の公共施設に自動販売機を設置する仕様を次のとおり定める。

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 規格

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースの面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とすること。

(2) 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担すること。

(3) 災害時における飲料水の無償提供

設置する自動販売機は、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に四国中央市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

2 遵守事項

(1) 設置について

ア 日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会の自動販売機据付基準を遵守して設置し、転倒防止措置を講じること。

イ 設置する自動販売機には、管理者の名称及び連絡先を明記すること。

(2) 維持管理について

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成27年四国中央市条例第32号）第10条の規定を遵守すること。

ウ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。

エ 販売品目は、清涼飲料水（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。また、自動販売機の設置が施設利用者の利便の向上を目的とし、かつ、設置により得た収益を施設利用者に還元させる目的で市場価格と比べ低廉な価格で販売することを心がけること。

(3) その他

関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

3 売上手数料

徴収しない。

4 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し、四国中央市の指定する日までに返還しなければならない。

5 自動販売機設置に伴う事故

四国中央市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

6 商品等の盗難及び破損

- (1) 四国中央市の責に帰することが明らかな場合を除き、四国中央市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損し、又は毀損した場合は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。